平１８．６．１９

地方六団体会長の共同記者会見の概要について

本日、開催された「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」終了後における地方六団体会長の共同記者会見の出席者及びその概要については、次のとおりです。

全国知事会会長	麻　生　　渡	（福岡県知事）
全国市長会副会長	河内山　哲　朗	（柳井市長）
全国市議会議長会副会長	松　井　貞　衛	（松戸市議会議長）
全国町村会会長	山　本　文　男	（添田町長）

麻生会長）先程、竹中総務大臣以下総務省幹部の方と我々地方六団体の会合があったので、その模様について報告したい。

第１点は、歳出・歳入一体改革についてである。これについては、１７兆円の目標になっているが、プライマリーバランスに基づいてどのような計算をしているかというマクロ的な説明があった。いずれにしても国・地方が協力してやっていく。そのために地方側に納得していただいた上でやらなければならないという説明だった。これについて我々は、１７兆円と言われるがどういう計算をしたものか。マクロ的には１７兆円と出てくるが、具体的な削減目標、例えば人件費について将来の伸びを計算し、どこから下げるということを具体的に考えているのか。公共事業費など他の項目についても同じことが言える。削減目標の根拠を明確にしてほしい。地

方側からすれば、ただ減らせという話ばかり出てくるが、何からどのように減らすのかハッキリしていないので非常に困っている。これについてはマクロ論では、必ずしも個別項目として出てきていない。調整に当たってもう少し考えなければならないとのことだった。

第２点は、地方交付税の法定率の引下げ論について、財政制度等審議会の建議を見ても地方行財政について無理解である。今の状況で法定率を下げるのは根拠がない。交付税を下げる場合、最終歳出をどうするのか。そういう議論を飛び越して行うのはおかしいと申し上げた。これについては大臣からも、交付税は中間支出、移転経費である性格を理解せずに多いから下げるという議論はおかしいということだった。

第３点は、我々地方六団体は、「地方分権の推進に関する意見書」を提出したが、これを是非実現したい。ついては閣議において報告され、検討されている我々の意見書の７項目について、是非とも前向きなご回答をいただきたいと申し上げた。これについては、三位一体の改革後の改革について、総務大臣・総務省も一体的改革・整合性のあるパッケージの改革が必要で、そうしなければ上手くいかない。だから、新分権推進法を制定し、補助金負担金改革等の対応といった新しい分権改革の段取り、工程表を出していきたい。骨太方針にはこれまでの地方の意見、意見書の実現に全力をあげるとのことだった。

第４点は、新型交付税の問題について、町村会長をはじめとした皆さんから、人口・面積での算定はあまりにも単純化されていて、適用された場合、具体的にどういう影響が生じるのかわからず不安が増幅している。ついては、もう少し説明する必要があると申し上げた。総務大臣からは、こ

れに対して、是非説明したい、具体的中身について地方側の実務者の課題なども聞きながら中身を詰めていきたいとの話があった。

第５点は、公営企業金融公庫改革について、我々が提案している共同法人をつくるということで調整が進められている。これについては、共同法人になったということを評価している。そして共同法人が政府保証もなく地方側の資金調達を円滑に行っていくためには、信用補完をやれるようにしなければ、低利での地方の資金調達はできなくなる。そのためには公庫の資産である引当金、基金などの資産全額を共同法人に移なさいといけないと強く主張した。これに対して大臣からは共同法人の方向でやっていく、資産等については財務省がいろいろなことを言っているが、我々の意見を大事にしてやっていきたいとのことであった。

河内山副会長）山出会長のご都合が悪いため、私が代わりに出席した。麻生会長のご発言により大体網羅されているが、市長会としては、山本町村会会長もご発言のあった公営企業金融公庫の廃止後の話について申し上げた。公庫の問題については、財政力の弱いところの話はよくされるが、それだけではなく、これは全都市の問題であることを補足した。公営企業金融公庫の長期低利融資は、上・下水道、交通事業、病院など都市部を含めてこの資金があるが故に運営が可能になっている。財政力の弱いところだけではなく都市部でもこの資金がなくなると公共料金引上げ等を行わざるをえない状況になる。オールジャパンの問題として捉え、法律で後継組織、信用力の担保、財務基盤の承継について、きちんと整備していただきたい。公庫の財務基盤をきちんと後継法人に引き継がれるように大臣にお願いした。

第２点は、歳出・歳入一体改革での地方財政圧縮論、とりわけ地方単独事業について削減ありきという話が出ているが、中身は投資から経常へお金の流れは変わっている。地方単独事業の中身は、まさに特色ある地域づくりである。先般も全国市長会議で総理大臣からご挨拶があったが、観光をはじめ地方が元気になるための施策の大半は地方単独事業である。この部分の削減は地方自治そのものを否定すること、地方分権に逆行することであり、地方単独事業の単なる圧縮は、地方を国の施策の実施組織と化してしまうと大臣に申し上げた。こういう意味合いを含めて大臣に頑張っていただくようお願いした。

山本会長）私からは新型交付税について意見を申し上げた。町村側としては新型交付税がどういうものか理解できていない。なぜなら総務省側の説明が不十分だからだ。理解できるよう十分な説明をしてほしいとお願いした。もし、新型交付税の仕組みがこういうものであると理解できれば、推進・実施してもよいだろうということになるだろう。ところが、計算してみると困る県も出てくる。沖縄県のように島嶼の多いところは、人口と面積で計算しようとしても計算で簡単に出てくるものではない。同じ土地にしても、山、田畑、雑草地、原野とバラバラで統一化されていない。単純に面積だけで算定するのか具体的な土地の価値から算定するのか具体的説明がない。面積は広いけれども人口が少ないために交付税が削減される可能性が高いという計算になるので町村部は大変心配している。人口が多くても面積が狭ければ、逆の考えも出てくるわけで説明が不十分である。具体的にこうするということを説明してほしい。そうすることで理解を深めることができる。内容について合意しないと、お互い納得し合って新型交

付税を実施できない。舌足らずなところが総務省側・私にもあるが、法定受託事務についてはどうするのか。現行どおりでいくのか。削減するというなら、法定受託の対象事務を削減するのかまでの議論はしなければならない。本日は時間の都合でそこまで話をすることができなかったが、次回はもう少し具体的な話し合いを進めていきたい。

第２点は、公営企業金融公庫の話であるが、町村は公庫の対象となる事業が大変遅れている。進めていかなければならないのに現在の金融公庫はなくなってしまう。だから将来に対する不安も大きく残っている。現在持っている資金等について素直に継承の対象とするように願っているので、十分配慮してほしいと申し上げた。

第３点は、地方が共同で設置する運営母体については法的根拠を持たなければいけない。法的根拠のないものはすぐ取り消されてしまい、いつのまにかなくなってしまう傾向が非常に強い。法的に共同法人を進めることを決めることと、資金については現行のものをそっくり移譲してほしいとお願いした。それにより町村が遅れている事業を推進し、更に資金の恩恵を受けながら運営することができる。公営企業金融公庫については大事な事業なので、どんなことがあっても事業ができるように努力していきたいというつもりで発言した。

松井副会長）私からは一つだけ申し上げる。地方分権改革については終わりはない。今詰めている問題もこれで良いということではないので地方分権改革をよりよい方向へ進めていただきたいとお願いした。記者の皆様に勝手ながら申し上げたい。どうかベタ記事だけにしないで、５段とはいわないが３段抜きくらいの記事にしてほしい。掲載しないということがない

ようお願いしたい。

－－－質疑・応答－－－

○Ａ社

　ポスト公営企業金融公庫の法的根拠について、竹中大臣からの具体的な発言は。

○麻生会長

　法的根拠については、法律を作るということは明確である。法律の中身は新法人の設立根拠法という形になったり、資産承継となっていくと思うが、具体的な中身は詰めていかなければいけない。いずれにしても必要な法律をつくっていくということについては意見は一致している。

○Ｂ社

　大臣の私的懇談会である地方分権２１世紀ビジョン懇談会と新地方分権構想検討委員会との意見交換があったが、これについて何らかの説明は。具体的にビジョン懇談会報告書について反対表明などは。

○麻生会長

　本日は特になかった。本日の議論の中身に新型交付税等についての説明はあった。ビジョンをどう書くかというよりも、地方分権２１世紀ビジョン懇談会の考え方に基づき、全部ではないものの報告書に書かれているこ

とを実行する構えなので、我々と調整しながら進めていくというのが実情だ。

○Ｃ社

　新型交付税については、十分な説明を受けて理解できれば、人口と面積を基本とした新型の算定基準導入に町村会として同意せざるをえないという認識か。

○山本会長

　そこまで進んでいない。新型交付税がどういうものかについての具体的説明がない。人口・面積だけでいくとなると誤解が出てくる。同じ土地でも農地、山、原野、宅地と価値の高いもの低いものがあるから、どれを中心としてどのようにやっていくのか、具体的算定方法は示されていないため不安がある。多くの島から村を形成しているところがある。こういうところは面積は狭く人口も少ないが村を運営していかなくてはならないから大変だ。具体的に説明してほしい。具体的な説明がわかれば、新型交付税については理解を示すと言っている。今までの説明で了承したのではない。具体的にわかりやすく説明してほしいとお願いした。

○Ｄ社

　公営企業金融公庫について、資金については100％地方側が承継したいとの主張だが、竹中大臣からの返答は。

○麻生会長

　地方のご意見を入れながら新しい仕組みを作っていく。その中心は我々が提案している地方の共同法人であるのは明確だ。

○Ｅ社

　地方単独事業について大臣の発言は。

○河内山副会長

　キーワードとして「地方単独事業は自治そのものだ」という発言があった。大臣は「うん」と発言したが、よくわかったというニュアンスかわからない。ただ、最後に大臣から、地方単独事業については単に削減すべきではないというニュアンスの発言があった。

○麻生会長

　これは妙な議論で、積算根拠が明確な医療費負担は削減しにくいが、地方が創意工夫のできる地方単独事業は積算根拠が明確でないので削減しやすいと思っていた節がある。それは違うのだと。むしろそういうところのお金こそ大切であって、我々は地方独自の工夫をしながら自治を運営している。そういうところを理解していただきたいということを河内山副会長（柳井市長）さんからご発言いただいた。地方単独事業こそ自治の根本である。大臣からは良い話を聞いたとの発言があった。

○山本会長

私からのお願いだが、記事にされる際、地方側出席者の名前を明確に記述していただくと助かる。皆様お笑いになるが、全然出席しないで不真面目だと言われてしまう。しかし、会合に出席して発言し皆様にお願いもしているが、名前が書かれていないために出席していないと言われてしまう。皆様の新聞・テレビ報道は大変大きな影響力を持っている。知事会長、市長会長、町村会長、議長会長が出席していたと、発言内容までは結構だから出席していたことくらいはわずか数字だからくれぐれもお願いしたい。

○Ｆ社

新型交付税について大臣が説明したいとおっしゃったということだが、具体的にどの場面で説明されるのか。

○麻生会長

発言したいという話であったが、瀧野自治財政局長が引き取った感じだ。瀧野局長は地方側の実務者も入れた形で具体的方法について研究をし、それで一定の方向を出していきたいとのことだった。現在の交付税を受けている自治体が激変して困らないよう当然配慮するということ、ある程度案が固まった段階で説明したいとのことだった。

以上